

『山添村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例』

令和2年4月1日施行

条例の制定背景・目的

有害な物質で汚染された土砂等による土地の埋立て等の行為を規制することにより、土壌汚染及び水質汚濁並びに災害発生の防止を図り、私たちの恵まれた自然環境を次世代に継承し、健康で安全かつ快適な生活を確保するため条例を制定しました。

本条例に係る用語の解説

- 土砂等 … 土地の埋立て、盛土、たい積の用に供するもので、廃棄物以外のもの
- 埋立て等 … 土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積、切土行為
- 事業区域 … 埋立て等に係る事業を施工する区域
- 事業者 … 事業主（事業活動を自ら行う者・事業の発注者）、工事施工者（事業主との契約により施工を請け負う者）
- 土地所有者等… 事業区域の土地所有権その他の使用または収益を目的とする権利を有する者

埋立て等をされる事業者の方へ

事業者の責務（第3条）

- 事業活動において、埋立て等による土壌汚染・水質汚濁・災害の発生を未然に防止し、村が実施するこれらの防止に関する施策に協力しなければなりません。
- 埋立て等を行うに当たり、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、埋立て等に伴う苦情等が生じたときは、誠意をもってその解決に努めなければなりません。
- 建設工事等の事業活動に伴い副次的に発生する土砂等の減量化を図るとともに、それらの土砂等を製品化するなど有効利用に努めなければなりません。
- 土砂等を運搬する事業者は、埋立て等による土壌汚染が発生する恐れのある土砂等を運搬しないようにしなければなりません。

安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止

何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を行えません。

安全基準

埋立て等に使用される土砂等の汚染状態に係る基準で、国が定めた「水質・土壌に係る安全基準」に準じています。

水質に係る安全基準

| 項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|
| カドミウム | 0.01mg/ℓ 以下 |
| 全シアン | 不検出 |
| 有機リン | 不検出 |
| 鉛 | 0.01mg/ℓ 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/ℓ 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/ℓ 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/ℓ 以下 |
| アルキル水銀 | 不検出 |
| PCB | 不検出 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/ℓ 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/ℓ 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/ℓ 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/ℓ 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/ℓ 以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/ℓ 以下 |

| 項目 | 基準値 |
|----------------|--------------|
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/ℓ 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/ℓ 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/ℓ 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/ℓ 以下 |
| チウラム | 0.006mg/ℓ 以下 |
| シマジン | 0.003mg/ℓ 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/ℓ 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/ℓ 以下 |
| セレン | 0.01mg/ℓ 以下 |
| 銅 | 0.01mg/ℓ 以下 |
| ホウ素 | 1mg/ℓ 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/ℓ 以下 |
| 硝酸性窒素 | 10mg/ℓ 以下 |
| 亜硝酸性窒素 | 10mg/ℓ 以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.05mg/ℓ 以下 |

土壌に係る安全基準

| 項目 | 基準値 |
|-----------------|---------------|
| カドミウム | 0.01mg/ℓ 以下 |
| 全シアン | 不検出 |
| 有機リン | 不検出 |
| 鉛 | 0.01mg/ℓ 以下 |
| 六価クロム | 0.05mg/ℓ 以下 |
| 砒素 | 0.01mg/ℓ 以下 |
| 総水銀 | 0.0005mg/ℓ 以下 |
| アルキル水銀 | 不検出 |
| PCB | 不検出 |
| ジクロロメタン | 0.02mg/ℓ 以下 |
| 四塩化炭素 | 0.002mg/ℓ 以下 |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.004mg/ℓ 以下 |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.1mg/ℓ 以下 |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/ℓ 以下 |

| 項目 | 基準値 |
|----------------|--------------|
| 1,1,1-トリクロロエタン | 1mg/ℓ 以下 |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.006mg/ℓ 以下 |
| トリクロロエチレン | 0.03mg/ℓ 以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.01mg/ℓ 以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.002mg/ℓ 以下 |
| チウラム | 0.006mg/ℓ 以下 |
| シマジン | 0.003mg/ℓ 以下 |
| チオベンカルブ | 0.02mg/ℓ 以下 |
| ベンゼン | 0.01mg/ℓ 以下 |
| セレン | 0.01mg/ℓ 以下 |
| ホウ素 | 1mg/ℓ 以下 |
| ふっ素 | 0.8mg/ℓ 以下 |
| 砒素(農用地(田)に限る) | 15mg/kg 以下 |
| 銅(農用地(田)に限る) | 125mg/kg 以下 |

特定事業（許可申請が必要な埋立て等）

埋立て等が次の①～④のいずれかに該当する場合は特定事業といい、村長の許可が必要です。

- ①事業区域の面積が500㎡以上の埋立て等
- ②事業区域に隣接する土地において、事業が継続的に施工され、又は施工中の場合であって、当該事業区域の面積と、既に施工され、又は施工中の事業区域の面積とを合計した面積が500㎡以上となる事業。
- ③土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが1m以上となる箇所が一部でもある場合を含む事業又は切土であって、切土の高さが2m以上となる箇所が一部でもある場合を含む事業。
- ④他の土地への搬出を目的として500m³以上の土砂等を6か月間以上の期間にわたりたい積する事業。

【除外規定】

- ① 他の法令（条例を含む。）の規定による許可・認可及び承認に基づいて行われる事業
- ② 事業区域が農地であって、当該区域外からの土砂等の搬入、搬出を伴わない規則で定める農地整備事業
- ③ 国及び地方公共団体が行う事業
- ④ 公共公益性を目的として規則で定めるものが行う事業
- ⑤ 前4号に掲げるもののほか、村長が必要と認めて行われる事業

特定事業の手続の流れ

特定事業に該当する埋立て等を行う事業者は、下記の流れに沿って手続をしなければなりません。

事前協議

・特定事業事前協議書

事業区域の所在地、面積、特定事業の使用する土砂等の予定量、事業期間など

添付書類

- ・事業区域の位置図及び付近見取り図
- ・現況平面図及び現況縦横断面図
- ・事業区域内及びそれと隣接する土地の公図の写し及び登記事項証明書
- ・事業区域を含む土地と隣接する土地所有者の同意書、事業予定地内の土地所有者等の工事承諾書
- ・特定事業が完了した後の土地利用計画図 など

許可の申請

- ・特定事業許可申請書

事業区域の所在地、面積、特定事業の使用する土砂等の予定量、事業期間など

添付書類

- ・事前協議の添付書類
- ・事業主と事業施工者との契約書又はこれに代わるものの写し
- ・事前協議が終了した旨の通知書など

【許可の基準（第12条）】

- (1) 事業区域及び周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障が生じないよう必要な措置がなされていること。
- (2) 特定事業に使用される土砂等の採取場所が特定されていること。
- (3) 事業区域及び周辺地域における自然環境の保全について必要な措置がなされていること。
- (4) 騒音、振動、粉塵、水質汚濁、土壌汚染その他公害の発生防止について、必要な措置がなされていること。
- (5) いっ水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置がなされていること。

一時たい積事業

- (1) 土砂等の搬入及び搬出を管理するための事務所を設置すること。（事業区域 3,000 m²未満は除く。）
- (2) 使用される土砂等が安全基準に適合するものであること。
- (3) 施設及び事業区域の構造が、区域外の地域への事業に使用された土砂等の崩落、飛散または流出による災害の発生のおそれがないものとして、構造上の基準に適合するものであること。
- (4) 区域外の地域への排水の水質を測定するための施設が設置されていること。

特定事業施工中の確認

- ・許可の基準（第12条）の遵守
- ・土砂等の搬入の届出（第14条）
- ・使用した土砂等の量の報告（第15条）
- ・定期的な水質検査及び土壌検査の報告（第16条） など

完了

特定事業完了報告書（完了日から10日以内）

完了検査

村が構造上の基準（条例施行規則別表第3）及び許可の条件への適合を検査します。

施工中に必要な手続き

■搬入届（第 14 条）

土砂等搬入届

- ・土砂等の量が5,000m³までごとに届出なければなりません。

添付書類

- ・届け出た採取場所から採取された土砂等であることを証する書面（土砂等発生元証明書）
- ・検査試料採取調書及び土壌分析結果証明書

■土砂等の量の報告（第 15 条）

特定事業状況報告書

- ・6月を経過するごとに、その日から7日以内に提出しなければなりません。

一時的積事業状況報告書

- ・3月を経過するごとに、その日から7日以内に提出しなければなりません。

■水質検査及び土壌検査の報告（第 16 条）

特定事業排水等検査報告書、特定事業土壌検査報告書

- ・特定事業を開始した日から6か月ごとに村職員の立ち合いの上、試料を採取し、検査日から7日以内に提出しなければなりません。

添付書類

- ・試料を採取した地点の位置図及び写真
- ・水質検査の試料の検査試料採取調書及び水質検査結果証明書
- ・土壌検査の試料ごとの検査試料採取調書及び土壌分析結果証明書

【検査の方法】

・水質検査

- ①昭和49年環境庁告示第64号（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）に定める測定方法により行うこと。

・土壌検査

- ①下の表の左欄に掲げる土砂等の採取場所及び事業区域の面積に応じ、それぞれ同表右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。
- ②区分した区域の中央地点及び中央地点を交点に直角に交わる2直線上の中央地点からの距離が5mから10mまでの4地点（これらの地点がない場合は、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の中央地点と区域の境界との中間の4地点）で採取した試料を同じ重量で混合して1試料とすること。
- ③条例施行規則別表第2の左欄の有害物質の種類ごとに、右欄の測定方法により行うこと。

| | |
|---|---|
| 3,000 m ² 未満 | 1 |
| 3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 | 2 |
| 10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満 | 3 |
| 20,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満 | 4 |
| 30,000 m ² 以上 | 以降 10,000 m ² 増すごとに 1 を加算した数 |

- 水質検査の結果が水質に係る安全基準に適合しなかったとき。
- 土壌検査の結果が土壌に係る安全基準に適合しなかったとき。



直ちに村へその旨を報告するとともに、特定事業を停止し、現状を保全するために必要な措置を講じなければならない。

施工中に必要な措置

■安全基準及び施工基準（第9条）

条例施行規則別表第3を確認してください。

- 埋立て等に使用された土砂等の崩落等による災害等が発生しないよう、防災工事を先行し、上下流に対する安全を確保した上、施工すること。
- 法面及び当該法面に設ける小段には、雨水その他の地表水による法面の崩壊を防止するための必要な措置が講じられていること。
- 事業区域面積にかかわらず、工事中の土砂流出、汚濁防止のために行為区域内に沈砂池を設置すること。
- 工事を施工するときは、必要に応じて宅地造成等規制法技術基準及び開発許可制度等に関する審査基準を準用すること。
- 高さ5m以上の埋立て及び盛土については、直高5mごとに幅2m以上の小段を設けること。
- 埋立て及び盛土の高さは、原則として1.5m以下とすること。ただし、谷部等やむを得ず1.5mを越える場合は、所定の安全度が得られるような適切なすべり防止策、排水対策等を講じること。

■関係書類の縦覧（第17条）

特定事業の施工中は、現場事務所等において、この条例により村に提出した書類及び図面の写しを地域住民や利害関係を有する者の縦覧に供しなければなりません。

■標識の掲示（第18条）

特定事業の施工中は、特定事業の周知を図るため、事業区域の入り口付近など公衆の目につきやすい場所に、特定事業掲示板、危険防止表示板を掲示しなければなりません。

■関係書類の保存（第29条）

特定事業の廃止、完了、中止、取消しをした日から5年間、この条例の規定により村に提出し、又は作成した書類及び図面の写しを保存しなければなりません。

罰 則

この条例に反し、水質安全基準及び土壌安全基準に適合しない土砂等を放置したり無秩序な埋立て等を行うことで、村民生活の安全に多大な影響が生ずると考えるため、地方自治法の上限である2年以下の懲役又は100万円以下の罰金という厳しい罰則を設けています。これには、条例違反者の発生を防ぐ抑止力となることを期待している側面もあります。

具体的な対象者は、許可を受けずに特定事業を行った者や、許可を受けた事業者が施工時に構造上の基準や許可条件に反している場合、そのほかに土砂等の搬入の報告や、定期的な水質検査及び土壌検査の報告などに反した者などのうち、命令に従わない者などを対象としています。

問い合わせ先

山添村役場 環境衛生課

TEL 0743-85-0047 FAX 0743-85-0472

E-mail kankyou-eisei@vill.yamazoe.nara.jp